

## 実績評価書

平成19年8月

評価の対象となる施策目標	地域における子育て支援等施策の推進を図ること
--------------	------------------------

## 1. 政策体系上の位置付け等

基本目標	VI	男女がともに能力を發揮し、安心して子どもを産み育てることなどを可能にする社会づくりを推進すること
施策目標	2	利用者のニーズに対応した多様な保育サービスなどの子育て支援事業を提供し、子どもが健全に育成される社会を実現すること
施策目標	2-1	地域における子育て支援等施策の推進を図ること ※重点評価課題（地域における子育て支援等施策の充実）
個別目標1	地域における子育て支援の拠点を整備すること	
	(主な事務事業) ・地域子育て支援拠点事業	
個別目標2	次世代育成支援対策推進法に基づき策定された市町村行動計画に定められている地域の特性や創意工夫を活かした子育て支援事業その他次世代育成支援対策に資する事業の実施を支援すること	
	(主な事務事業) ・育児支援家庭訪問事業 ・生後4か月までの全戸訪問（こんにちは赤ちゃん事業） ・ファミリー・サポート・センター事業 ・短期入所生活援助（ショートステイ）事業 ・夜間養護等（トワイライト）事業 ・延長保育促進事業 ・乳幼児健康支援一時預かり事業 ・要保護児童対策地域協議会（虐待防止ネットワーク）の設置促進	
施策の概要（目的・根拠法令等）		
1 目的等 地域の子育て支援機能の充実を図り、子育ての不安感等を緩和し、子どもの健やかな育ちを促進することを目的として、地域において子育て親子の交流等を促進する子育て支援拠点の設置を推進する。 また、市町村が策定する市町村行動計画に基づく次世代育成支援対策の着実な推進を図ることを目的として、次世代育成支援対策に資する事業に要する経費に充てるための次世代育成支援対策交付金（平成17年度に創設）を交付する。		
2 根拠法令等 ○次世代育成支援対策推進法（平成15年法律第120号）		
主管部局・課室	雇用均等・児童家庭局総務課少子化対策企画室	
関係部局・課室	雇用均等・児童家庭局総務課虐待防止対策室、職業家庭両立課、家庭福祉課母子家庭等自立支援室、育成環境課、保育課、母子保健課	

## 2. 現状分析

我が国においては、平成17年の合計特殊出生率が1.26となるなど現在急速な少子化が進行していることや、核家族化の進行など家庭及び地域を取り巻く環境の変化に
---

より、家庭や地域における子育て支援機能が低下していること等が問題となっている。

### 3. 施策目標に関する評価

施策目標に係る指標 (達成水準/達成時期)		H14	H15	H16	H17	H18
1	育児支援家庭訪問事業の実施市町村数(単位:自治体) (全市町村/平成21年度)	—	—	96	400	451
2	生後4か月までの乳児のいる家庭への訪問件数(単位:件) (全戸訪問/平成21年度)	—	—	—	—	—
3	ファミリー・サポート・センターの設置か所数(単位:か所) (710か所以上/平成21年度)	262	301	344	437	480
4	短期入所生活援助(ショートステイ)事業実施施設か所数 (単位:か所) (870か所以上/平成21年度)	—	355	364	481	643
5	夜間養護等(トワイライト)事業実施施設か所数 (単位:か所) (560か所以上/平成21年度)	—	107	134	270	524
6	延長保育実施か所数(単位:か所) (16,200か所以上/平成21年度)	10,600	11,702	13,086	13,677	8,976
7	乳幼児健康支援一時預かり事業実施か所数(単位:か所) (1,500か所以上/平成21年度)	351	445	496	598	集計中
8	要保護児童対策地域協議会(虐待防止ネットワーク)を設置している市町村数(単位:自治体) (全市町村/平成21年度)	702 (21.7)	967 (30.1)	1,243 (39.8)	1,224 (51.0)	1,271 (69.0)
<p>(調査名・資料出所、備考)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>指標1は、雇用均等・児童家庭局虐待防止対策室の調べによる。平成16、17年度は実績数、平成18年度は交付決定数である。平成16年度創設の事業であるため、平成14年度～15年度の数値は記載できない。</li> <li>指標2は、平成19年度からの新規事業のため、数値は未記入。</li> <li>指標3は、雇用均等・児童家庭局職業家庭両立課の調べによる。数値は、各年度の交付決定数である。</li> <li>指標4は、雇用均等・児童家庭局家庭福祉課の調べによる。数値は、平成15～17年度は実績数、平成18年度は交付決定数である。平成15年度創設の事業であるため、平成14年度の数値は記載できない。</li> <li>指標5は、雇用均等・児童家庭局家庭福祉課の調べによる。数値は、平成15～17年度は実績数、平成18年度は交付決定数である。平成15年度創設の事業であるため、平成14年度の数値は記載できない。</li> <li>指標6は、雇用均等・児童家庭局保育課の調べによる。数値は、各年度の交付決定施設数である。なお、平成18年度から公立保育所については一般財源化されたため、交付決定施設数は私立保育所のみとなる。</li> <li>指標7は、雇用均等・児童家庭局母子保健課の調べによる。数値は、各年度の交付決定数である。平成18年度の数値は、現在集計中である。</li> <li>指標8は、雇用均等・児童家庭局虐待防止対策室の調べによる。要保護児童対策地域協議会は、平成16年の児童福祉法改正により法定化されたものであり(同法25条の2)、平成16年度までは虐待防止ネットワークの設置数、平成17年度からは要保護児童対策地域協議会又は虐待防止ネットワークの設置数である。なお、( )内は、全国の市町村数に占める割合である。</li> <li>上記1、3～7の指標に係る事業については、平成17年度より次世代育成支援対策交付金の特定事業(重点事業)として実施している。</li> </ul>						
施策目標の評価						

育児支援家庭訪問事業は、実施力所数が増加し、市町村における児童虐待の発生予防の取組みが進んでいる。ファミリー・サポート・センターについては、地域の会員間による育児の相互援助活動により、個別のニーズに対応した子育てへの支援が可能となっている。短期入所生活援助(ショートステイ)事業、夜間養護等(トワイライト)事業は、実施か所数が拡大しており、児童を養育することが一時的に困難となった家庭等の支援が充実している。延長保育促進事業、乳幼児健康支援一時預かり事業についても実施か所数を拡大してきており、近年の就労形態の多様化により高まっている延長保育のニーズや、病児保育のニーズへの対応が図られている。また、市町村における要保護児童対策地域協議会(虐待防止ネットワークを含む。)の設置が促進されており、市町村における児童虐待の早期発見・早期対応の体制が強化されている。以上のことから、平成21年度目標値に向け着々と取組が推進されており、地域における子育て支援等施策の推進が図られていると評価できる。

(※太字部分は、重点評価課題該当部分)

## 4. 個別目標に関する評価

個別目標 1	地域における子育て支援の拠点を整備すること				
個別目標に係る指標					
アウトプット指標					
(達成水準/達成時期)					
	H14	H15	H16	H17	H18
1	地域子育て支援拠点事業実施か所数(単位:か所) (10,000か所以上/平成21年度)	—	—	—	—
(調査名・資料出所、備考)					
・指標1は、平成19年度からの新規事業のため、数値は未記入。					
個別目標1に関する評価(主に有効性及び効率性の観点から)					
施策目標・個別目標を達成するための主な事務事業が平成19年度より実施されるため、平成20年度に実施する実績評価より評価を行うこととする。					
施策目標・個別目標を達成するための主な事務事業の概要					
事務事業名 : 地域子育て支援拠点事業					
平成 年度 : 百万円(補助割合:[国 / ][県 / ][市 / ])					
予 算 額 : 一般会計、厚生保険特会、労働保険特会、その他( )					
実 施 主 体 : 本省、厚生局、労働局(監督署、安定所、均等室)、検疫所 都道府県、市区町村、独立行政法人、社会福祉法人、公益法人 その他( )					
概要: 「ひろば型」(つどいの場を設置し親子の交流促進や、子育て不安に関する相談等を実施する)、「センター型」(つどいの場を設置し親子の交流促進や、子育て不安に関する相談等を実施するとともに、地域に出向いて支援活動を実施する)、「児童館型」(民営の児童館において学齢児来館前の時間を活用し、つどいの場を設置し親子の交流促進や、子育て不安に関する相談等を実施する)において、子育て親子の交流の促進、子育てに関する相談の実施、子育て支援に関する情報の提供等の事業を実施し、地域の実情に応じたきめ細かな子育て支援サービスの提供を行う。(平成19年度新規事業)					

個別目標 2					
次世代育成支援対策推進法に基づき策定された市町村行動計画に定められている地域の特性や創意工夫を活かした子育て支援事業その他次世代育成支援対策に資する事業の実施を支援すること					
個別目標に係る指標					
アウトプット指標					
(達成水準/達成時期)					
	H14	H15	H16	H17	H18
1	—	—	96	400	451
育児支援家庭訪問事業の実施市町村数(単位:自治体) (全市町村/平成21年度) ※施策目標に係る指標1と同じ。					
2	—	—	—	—	—
生後4か月までの乳児のいる家庭への訪問件数(単位:件) (全戸訪問/平成21年度) ※施策目標に係る指標2と同じ。					
3	262	301	344	437	480
ファミリー・サポート・センターの設置か所数(単位:か所) (710か所以上/平成21年度) ※施策目標に係る指標3と同じ。					
4	—	355	364	481	643
短期入所生活援助(ショートステイ)事業実施施設か所数 (単位:か所) (870か所以上/平成21年度) ※施策目標に係る指標4と同じ。					
5	—	107	134	270	524
夜間養護等(トワイライト)事業実施施設か所数 (単位:か所) (560か所以上/平成21年度) ※施策目標に係る指標5と同じ。					
6	10,600	11,702	13,086	13,677	8,976
延長保育実施か所数 (単位:か所) (16,200か所以上/平成21年度) ※施策目標に係る指標6と同じ。					
7	351	445	496	598	集計中
乳幼児健康支援一時預かり事業実施か所数(単位:か所) (1,500か所以上/平成21年度) ※施策目標に係る指標7と同じ。					
8	702 (21.7)	967 (30.1)	1,243 (39.8)	1,224 (51.0)	1,271 (69.0)
要保護児童対策地域協議会(虐待防止ネットワーク)を設置している市町村数(単位:自治体) (全市町村/平成21年度) ※施策目標に係る指標8と同じ。					
(調査名・資料出所、備考)					
<ul style="list-style-type: none"> <li>・指標1は、雇用均等・児童家庭局虐待防止対策室の調べによる。平成16、17年度は実績数、平成18年度は交付決定数である。平成16年度創設の事業であるため、平成14年度～15年度の数値は記載できない。</li> <li>・指標2は、平成19年度からの新規事業のため、数値は未記入。</li> <li>・指標3は、雇用均等・児童家庭局職業家庭両立課の調べによる。数値は、各年度の交付決定数である。</li> <li>・指標4は、雇用均等・児童家庭局家庭福祉課の調べによる。数値は、平成15～17年度は実績数、平成18年度は交付決定数である。平成15年度創設の事業であるため、平成14年度の数値は記載できない。</li> <li>・指標5は、雇用均等・児童家庭局家庭福祉課の調べによる。数値は、平成15～17年度は実績数、平成18年度は交付決定数である。平成15年度創設の事業であるため、平成14年度の数値は記載できない。</li> <li>・指標6は、雇用均等・児童家庭局保育課の調べによる。数値は、各年度の交付決定数</li> </ul>					

設数である。なお、平成18年度から公立保育所については一般財源化されたため、交付決定施設数は私立保育所のみとなる。

- ・指標7は、雇用均等・児童家庭局母子保健課の調べによる。数値は、各年度の交付決定数である。平成18年度の数値は、現在集計中である。
- ・指標8は、雇用均等・児童家庭局虐待防止対策室の調べによる。要保護児童対策地域協議会は、平成16年の児童福祉法改正により法定化されたものであり（同法25条の2）、平成16年度までは虐待防止ネットワークの設置数、平成17年度からは要保護児童対策地域協議会又は虐待防止ネットワークの設置数である。なお、( )内は、全国の市町村数に占める割合である。
- ・上記1、3～7の指標に係る事業については、平成17年度より次世代育成支援対策交付金の特定事業（重点事業）として実施している。

#### 個別目標2に関する評価（主に有効性及び効率性の観点から）

##### 1 育児支援家庭訪問事業

育児支援家庭訪問事業は、96か所（平成16年度）から451か所（平成18年度）に増加し、市町村における児童虐待の発生予防の取組みが進んでおり、児童虐待防止に向けて有効であると評価できる。

##### 2 生後4か月までの全戸訪問（こんにちは赤ちゃん事業）

平成19年度からの新規事業のため、平成20年度に実施する実績評価より評価を行うこととする。

##### 3 ファミリー・サポート・センター事業

ファミリー・サポート・センターの設置・運営の支援は、地域の会員間による育児の相互援助活動により、個別のニーズに対応した子育てへの支援が可能であることや地域全体で子育てを行う基盤の形成に資することから、地域の特性を活かした子育て支援として有効である。

住民間の相互援助活動の促進という事業形態であるため新たな社会資源を要せず、効率的に事業が推進されている。

##### 4 短期入所生活援助（ショートステイ）事業

毎年度、短期入所生活援助（ショートステイ）事業の実施か所数が拡大していることは、児童を養育することが一時的に困難となった家庭等の支援が充実しているものであり、また、利用者のニーズに合わせた選択が可能であることから、これらの児童及びその家庭の福祉の向上について、有効かつ効率的な手段であると評価できる。

##### 5 夜間養護等（トワイライト）事業

毎年度、夜間養護等（トワイライト）事業の実施か所数が拡大していることは、児童を養育することが一時的に困難となった家庭等の支援が充実しているものであり、また、利用者のニーズに合わせた選択が可能であることから、これらの児童及びその家庭の福祉の向上について、有効かつ効率的な手段であると評価できる。

##### 6 延長保育促進事業

毎年度実施か所数を拡大してきており、近年の就労形態の多様化により延長保育のニーズが高まっていると判断できる。よって、延長保育実施か所数の拡大は有効であると判断できる。

##### 7 乳幼児健康支援一時預かり事業

毎年度実施か所数を拡大してきており、保護者の子育てと就労の両立を支援するとともに、児童の健全な育成及び資質の向上に寄与するものとして、病児・病後児保育、訪問型一時保育のニーズは高いものと判断できる。よって、病児・病後児保育、訪問型一時保育の実施か所数の拡大は有効であると評価できる。

##### 8 要保護児童対策地域協議会（虐待防止ネットワーク）の設置市町村数

市町村における要保護児童対策地域協議会（虐待防止ネットワークを含む。）の設置が促進されていることは、児童虐待対策において、関係機関の適切な連携の下での対応が進んでいるものであり、児童虐待の早期発見・早期対応について、有効かつ効率的な手段であると評価できる。

##### 9 以上により、個別目標の達成にとって有効・効率的であったと評価できる。

#### 施策目標・個別目標を達成するための主な事務事業の概要

事務事業名	育児支援家庭訪問事業
平成18年度 予算額	33,956百万円の内数(補助割合:1/2相当定額) 一般会計、厚生保険特会、労働保険特会、その他( )
実施主体	本省、厚生局、労働局(監督署、安定所、均等室)、検疫所 都道府県、市区町村、独立行政法人、社会福祉法人、公益法人 その他( )
概要:	出産後間もない時期や養育が困難な家庭に対して、保健師等が訪問により育児・家事の援助や技術指導等を行う。
事務事業名	ファミリー・サポート・センター事業
平成18年度 予算額	33,956百万円の内数(補助割合:1/2相当定額) 一般会計、厚生保険特会、労働保険特会、その他( )
実施主体	本省、厚生局、労働局(監督署、安定所、均等室)、検疫所 都道府県、市区町村、独立行政法人、社会福祉法人、公益法人 その他( )
概要:	乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の労働者や主婦等を会員として、児童の送迎や預かり等の相互援助活動に関する連絡・調整を行うファミリー・サポート・センターの設置・運営を支援する。
事務事業名	短期入所生活援助(ショートステイ)事業
平成18年度 予算額	33,956百万円の内数(補助割合:1/2相当定額) 一般会計、厚生保険特会、労働保険特会、その他( )
実施主体	本省、厚生局、労働局(監督署、安定所、均等室)、検疫所 都道府県、市区町村、独立行政法人、社会福祉法人、公益法人 その他( )
概要:	保護者の疾病、仕事あるいは社会的事由、育児疲れ等により児童の養育が一時的に困難となった家庭の児童を、児童養護施設等において短期間預かる事業。
事務事業名	夜間養護等(トワイライト)事業
平成18年度 予算額	33,956百万円の内数(補助割合:1/2相当定額) 一般会計、厚生保険特会、労働保険特会、その他( )
実施主体	本省、厚生局、労働局(監督署、安定所、均等室)、検疫所 都道府県、市区町村、独立行政法人、社会福祉法人、公益法人 その他( )
概要:	保護者が仕事等の理由で帰宅が夜間にわたる場合や、休日の勤務等により児童の養育が一時的に困難となった家庭の児童を、児童養護施設等において預かる事業。
事務事業名	延長保育促進事業
平成18年度 予算額	33,956百万円の内数(補助割合:1/2相当定額) 一般会計、厚生保険特会、労働保険特会、その他( )
実施主体	本省、厚生局、労働局(監督署、安定所、均等室)、検疫所 都道府県、市区町村、独立行政法人、社会福祉法人、公益法人 その他( )
概要:	就労形態の多様化に対応するため、保育所の開所時間(11時間)の前後に延長保育を実施する保育所に対し、必要な経費を補助する。
事務事業名	乳幼児健康支援一時預かり事業
平成18年度 予算額	33,956百万円の内数(補助割合:1/2相当定額) 一般会計、厚生保険特会、労働保険特会、その他( )
実施主体	本省、厚生局、労働局(監督署、安定所、均等室)、検疫所 都道府県、市区町村、独立行政法人、社会福祉法人、公益法人 その他( )
概要:	保育所へ通所中の病気の児童について、当該児童を保育所、病院等に付設された専用スペース又は派遣された保育士等が児童の自宅等において一時的に預かる事業等に必要経費を補助する。
事務事業名	要保護児童対策地域協議会(虐待防止ネットワーク)の設置促進
平成18年度 予算額	33,956百万円の内数(補助割合:1/2相当定額) 一般会計、厚生保険特会、労働保険特会、その他( )
実施主体	本省、厚生局、労働局(監督署、安定所、均等室)、検疫所

： 都道府県、市区町村、独立行政法人、社会福祉法人、公益法人  
： その他（ ）

概要：

要保護児童の早期発見や適切な保護を図るため、市町村における児童虐待防止の中核となる要保護児童対策地域協議会（虐待防止ネットワーク）（保健、医療、福祉、教育、警察、司法等の関係機関、団体等により構成される）について設置促進及び機能強化を図る。



## 5. 評価結果の分類

評価結果は、施策目標の達成状況を原則として、個別目標の達成状況を踏まえつつ、総合的に判断して分類

- 1 施策目標を達成した
- ② 施策目標の達成に向けて進展しており、現在の取組を続ける
- 3 施策目標の達成に向けた見直しを検討する
  - i 組織体制の見直しの検討
  - ii 予算の見直しの検討
  - iii 事務事業の新設の検討
  - iv その他 ( )
- 4 施策目標・個別目標の達成水準の見直しを検討する

## 6. 特記事項

- ①国会による決議等の状況（警告決議、附帯決議等）
 

「次世代育成支援対策推進法案及び児童福祉法の一部を改正する法律案に対する附帯決議」（平成15年7月8日参議院厚生労働委員会）  
 「少子化社会対策基本法案に対する附帯決議」（平成15年7月22日参議院内閣委員会）
- ②各種政府決定との関係及び遵守状況
  - ・「少子化社会対策大綱」（平成16年6月4日閣議決定）
  - ・「少子化社会対策大綱に基づく重点施策の具体的実施計画について（子ども・子育て応援プラン）」（平成16年12月24日少子化社会対策会議決定）
  - ・「新しい少子化対策について」（平成18年6月20日少子化社会対策会議決定）
  - ・「地方が独自の取組を推進し、「魅力ある地方」に生まれ変わるよう、（中略）子育て支援など独自のプロジェクトを考え、（中略）支援します。」「延長保育など多様なニーズへの対応を進め、仕事と子育ての両立支援に全力を尽くします。」（第166回国会における安倍内閣総理大臣施政方針演説）
- ③総務省による行政評価・監視及び認定関連活動等の状況  
なし。
- ④会計検査院による指摘  
なし。
- ⑤学識経験を有する者の知見の活用に関する事項  
なし。

## 7. 本評価書に関連する他の実績評価書

- |        |  |
|--------|--|
| VI-2-3 | 保育所の受入児童数を拡充するとともに、多様なニーズに対応できる保育サービスを確保すること。    |
| VI-3-1 | 児童虐待や配偶者による暴力等の発生予防から保護・自立支援までの切れ目のない支援体制を整備すること |
| VI-5-1 | 母子家庭の母等の自立のための総合的な支援を図ること                        |